

平成20年度第1回岡山県税制懇話会の開催について

県民生活の向上や活力ある地域社会を実現するためには、地方分権を推進することが不可欠ですが、岡山県では、このような観点から新たに認められた課税自主権を活用するため、平成13年5月に「岡山県税制懇話会」を設置して、岡山県にふさわしい税制のあり方についてご検討いただき、平成15年4月には「岡山県産業廃棄物処理税」、平成16年4月には「おかやま森づくり県民税」を制度化いたしました。

本年度は、平成21年3月末をもって課税することができる期間が満了する「おかやま森づくり県民税」について、税の導入効果を検証の上、課税を継続することの必要性等について御提言いただきました。

については、第1回会議を次のとおり開催します。

記

1 日 時 平成20年5月22日（木）10時20分～12時

2 場 所 三光荘 パブリゾン
岡山市古京町1-7-36 TEL 086(272)2271

3 委 員 別紙のとおり

4 内 容 「おかやま森づくり県民税」に関する検討

5 日 程 (1)開会
(2)知事あいさつ
(3)議事（経緯・概要等説明、意見交換等）
(4)閉会

6 公 開 会議は公開とする。

（参考）

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成15年12月19日 岡山県条例第61号）
(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、
県税条例第34条の規定にかかわらず、同条に定める額に5百円を加算した額とする。
(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成16年4月1日から平成21年3月31日までの間(以下この項において「特
例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間におけ
る地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に
係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第40条第1項の規定にかかわらず、
同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当
該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

岡山県税制懇話会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
井頭 昭子	吉備国際大学非常勤講師	
石島 弘	岡山商科大学大学院法学研究科教授	副会長
岡本輝代志	岡山商科大学商学部教授・商学部長	会 長
桐野 宏司	岡山経済同友会企業経営・環境委員会委員長 瀬戸内エンジニアリング株式会社代表取締役社長	
澤根みどり	税理士	
千葉 喬三	岡山大学学長	
成田美和子	岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長	
豆原 直行	社団法人 岡山県木材組合連合会 会長 院庄林業株式会社代表取締役	